

令和5年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業の選定にかかる審査要領

1 趣旨

この要領は、江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業の事業提案を受けたときの審査を適正かつ効率的に行うため、審査方法及び基準を定めるものとする。

2 書類確認

- (1) 書類確認は、江南区産業振興課において行う。
- (2) 江南区産業振興課において、以下の点について確認する。
 - ① 提案者及び事業に係る応募要件を満たしていること。
 - ② 提出書類に不備がないこと。
- (3) 書類確認は、江南区産業振興課が提出書類を受理した後、随時行う。
- (4) 確認の結果、内容が要件に合致していない、または提出書類に不備があると認められた場合は、審査実施日の前営業日までに是正を求めるものとする。期限までに是正されない場合は、提出がなかったものとみなす。

3 審査委員会

審査は、「江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は非公開により行う。

(1) 審査委員会の構成

審査委員会の構成は、以下の3人とする。

- ・江南区産業振興課長
- ・新潟市農業協同組合職員
- ・新潟かがやき農業協同組合職員

(2) 審査の方法

- ①審査の日程については、「令和5年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業実施要領」に基づいて行う。
- ②書類審査または提案者によるプレゼンテーション内容の審査を実施し、審査委員ごとに各審査内容について採点を行う。その採点結果により、審査委員ごとに提案者の順位を付与する。
- ③プレゼンテーションは、各者25分程度（説明15分以内、質疑応答10分以内）とする。なお、参加人数は1提案者あたり3人以内とする。
- ④上記②により決定した各審査委員の順位数の和が小さい順に、予算の範囲内で実施すべき事業を決定する。
- ⑤順位数の和が同数となった場合には、全審査委員の採点結果の合計点が高い事業を実施することとする。また、全審査委員の採点結果の合計点も同数となった場合には、審査委員の合議により実施する事業を決定することとする。
- ⑥応募数が2事業以内だった場合、一定の点数（※）を超えた場合に事業実施を決定する。

※一定の点数：120点（満点）×60％＝72点以上

(3) 審査基準

別紙「令和5年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業の選定にかかる審査基準」による。

令和5年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業の選定にかかる審査基準

審査項目	審査内容	配点
必要性	① 課題の解決や活性化のために必要とされている事業であるか	5
協働性	② 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働して取り組むことにより相乗効果が高まるか	5
新規性	③ 提案者がこれまで行ってきた既存事業の内容をそのまま実施するのではなく、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、改善を含む新しい視点からの取り組みか	5
実現性	④ 計画的で、事業実施期間内に達成できるスケジュールが計画されているか	5
	⑤ 予算の見積もり等が適正であるか	5
具体性	⑥ 事業計画が具体的に記載されているか 例)・ターゲット、実施場所、実施方法、新しい生活様式への対応 等 ・加工品開発の場合、販売場所、販売方法、価格 等も記載があるか 等	5
発展性	⑦ 具体的な効果や成果が期待でき、区内外への波及効果・アピール度が高いか	10
合計点		40